

No. 25

制 度 名	地域少子化対策重点推進交付金	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G
		問合せ先	029-301-3261
目的・趣旨	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援する施策を推進し、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。		
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業]</p> <p>(1) 地域結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、子育てしやすい生活環境を整備するために、地方自治体が実施する取組 ・ 結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組 <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する自治体を対象に、国が自治体による支援額の一部を補助</p> <p>[補助要件等]</p> <p>(1) 地域結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象：結婚に対する取組 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組 等 <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象世帯：夫婦ともに 39 歳以下かつ世帯所得 500 万円未満の新規に婚姻した世帯 <p>[対象経費]</p> <p>(1) 地域結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業</p> <p>地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>市町村の支給する経費であって、以下に係るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、リフォーム費用に係る支援 ・ 婚姻に伴う引越費用に係る支援（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。） <p>[補助限度額等]</p> <p>(1) 地域結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業</p> <p>1 市町村当たりの交付上限額：2,250 万円（中核市は 4,500 万円）</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>1 世帯当たりの交付上限額：30 万円（ただし、夫婦ともに 29 歳以下は 60 万円）</p> <p>[経費負担割合] ※国負担割合は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域結婚支援重点推進事業 一般メニュー【2/3】、重点メニュー【3/4】 ・ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 			

一般メニュー【1/2】、重点メニュー【2/3】 ・結婚新生活支援事業 都道府県主導型市町村連携コース【2/3】、一般コース【1/2】				
区 分	国	県	市町村	その他
	1/2、2/3、 3/4	-	1/2、1/3、 1/4	-
[令和6年度当初予算額] 253,184 千円	[令和6年度補助対象団体] 令和6年6月頃決定予定			
[備考]				